

医療 DX 推進体制整備加算 及び 医療情報取得加算について

当院では、医療 DX 推進体制整備加算（8 点/月 1 回）を算定しており、下記の通り組んでいます。

- ・レセプト（診療報酬明細書）電子処理
- ・電子処方箋の発行（準備中）
- ・マイナンバーカードまたは健康保険証のオンライン資格確認及び取得した医療情報を活用した診療

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで医療情報取得加算を算定しています。過去の受診歴・薬剤情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

マイナンバーカードをご提示いただいた場合

医療情報取得加算 2（初診料算定時）：1 点（月 1 回）

医療情報取得加算 4（再診料算定時）：1 点（3 ヶ月に 1 回）

従来の保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算 1（初診料算定時）：3 点（月 1 回）

医療情報取得加算 3（再診料算定時）：2 点（3 ヶ月に 1 回）

令和 6 年 6 月

南浜中央病院